

魚沼市公式キャラクター うおぬまっち

デザイン使用マニュアル



キャラクターに関する一切の権利は、魚沼市に帰属しています。
キャラクターの使用にあたっては、本デザイン使用マニュアル及び
「魚沼市公式キャラクター「うおぬまっち」デザイン使用取扱要綱」
を遵守してください。



【提出先・お問い合わせ先】

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地 魚沼市 企画政策課
TEL:025-792-1425 MAIL: kikaku@city.uonuma.lg.jp

1 はじめに

このマニュアルは、魚沼市公式キャラクター「うおぬまっち」を使用するにあたり、適切かつ効果的な活用をするために必要な基本的ルールをまとめたものです。

「うおぬまっち」が多くの方に親しまれるキャラクターとなるよう、使用上の注意に留意して、ご活用くださいますようお願いいたします。

2 うおぬまっち プロフィール

名前： うおぬまっち

お誕生日：11月1日（魚沼市のお誕生日と一緒に！）

性別：女の子

年齢：不詳

チャームポイント：頭につけた稲穂の髪チャーム

つやつやキラキラもっちりなところ

性格：おっとり、おとなしい

好きな食べ物：魚沼市産コシヒカリ 生もつ焼き 魚沼市の食べ物は全部！

モットー：新米の気持ちを忘れない

夢：日本一の魚沼市産コシヒカリをたくさんの人に食べてもらうこと

おいしい！たのしい！魚沼市の魅力を広めること

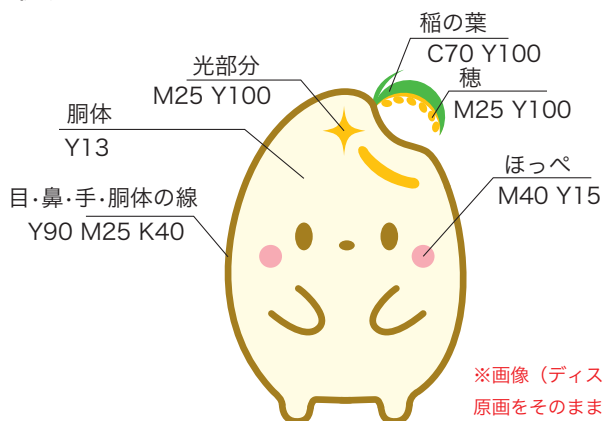


3 うおぬまっち使用マニュアル

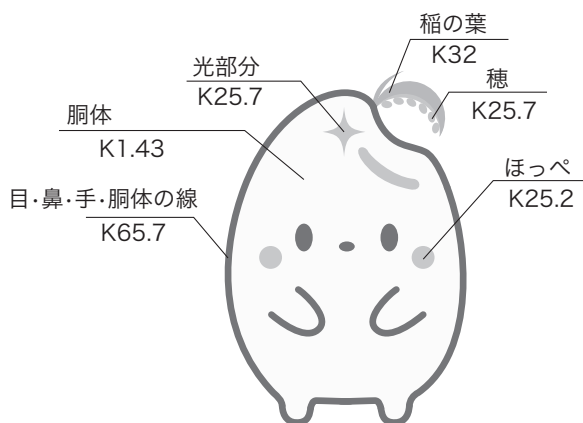
3-1 うおぬまっちのカラー

うおぬまっちデザインを使用する際は、つぎの色指定に従ってください。
プロセスカラー (CMYK) の色指定ができない場合は、使用者の責任で可能な
かぎり指定色に合わせてください。

①カラーでの使用



②グレースケールでの使用



③単色での使用



※印刷するインクの色に合わせてご使用が可能です。

3-2 うおぬまっち使用の際の表記

うおぬまっちデザインの使用にあたっては、原則として、「魚沼市公式キャラクター うおぬまっち」または「うおぬまっち」の表記を付してください。表記は、はっきりと読めるように記載してください。スペース等の関係で名称の付記が難しい場合は、「©魚沼市」を付記してください。



魚沼市公式キャラクター
うおぬまっち



うおぬまっち



©魚沼市

※文字表記について

原則、イラスト集にある文字表記を使用してください。単色使用や作成する物品等のデザインにより、文字色の変更は可能です。やむを得ず、フォントを変更する場合はゴシック系のフォントをご使用ください。

3-3 デザイン使用ルール（禁止事項）

うおぬまっちデザインの使用にあたっては、以下の事項を遵守してください。イメージを統一するため、定められた色、形等を正しく使用し、デザイン及びデータの複製・改変・切除・加筆・二次的使用等を行わないでください。

原画

大きさ問わず連続した使用はしない

縦横比率を変えない

反転しない

視認性を損なわない
文字・イラスト等を重ねない

かさねない

指定色以外を使用しない

周囲に調和しない形状
色を配置しない

特定の商品や企業等を
宣伝する言葉をつけない

表情や体の一部を変えない

加筆しない

イメージを損なうような
言葉をつけない

不適切な言葉
ネガティブな言葉

腕をあげた

目を大きくした

〇〇農園の
お米は美味しいよ

4 使用手続き

【デザイン使用申請】

うおぬまっちデザインを使用したいときは、申請手続きが必要です。
ただし、次のいずれかに該当するときは、申請は不要です。

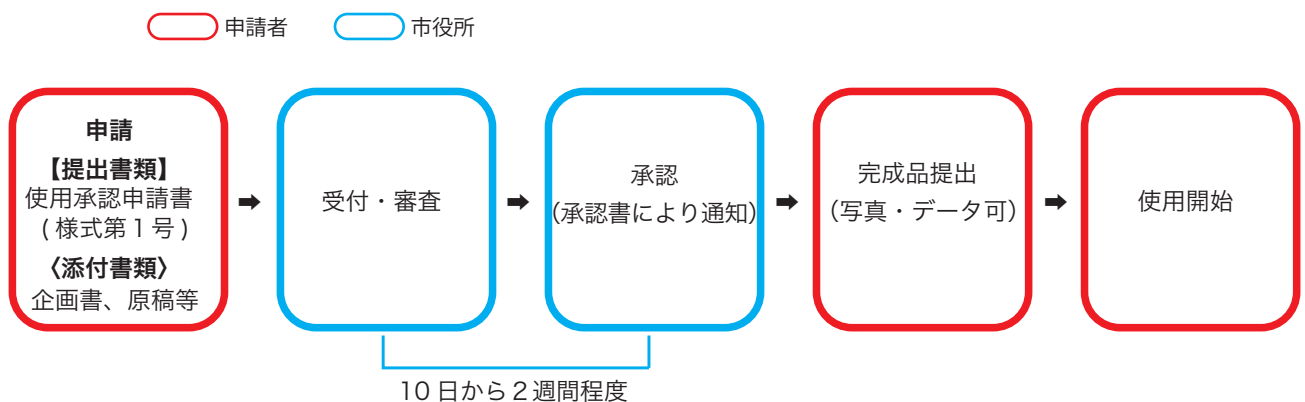
- (1) 市及び市の関係部局等が業務のために使用する時。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) 個人が営利を目的とせずに使用する時。
- (5) その他市長が申請を要しないと認めたとき。

【使用の承認】

申請があった場合、その内容を審査し、次のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認します。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 「うおぬまっち」を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用するおそれがあるとき。
- (7) その他市長が「うおぬまっち」の使用について不適当と認める時。

【手続きの流れ】



【使用料】

当分の間、「無料」です。

【使用承認期間】

使用承認期間は、使用承認の日の翌日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までを限度とします。

＜使用承認期間の例＞

使用承認日（使用開始日）	使用期間満了日（最大）
令和7年2月1日	令和8年3月31日
令和7年4月1日	令和9年3月31日
令和7年10月1日	令和9年3月31日

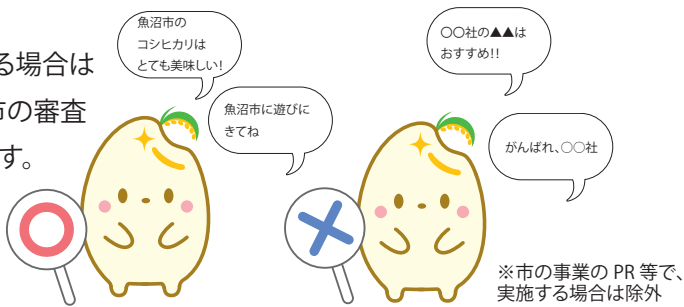
※引き続き、使用する場合は、期間満了日の1か月前から満了日までに、再度、使用承認申請を行ってください。

5 よくあるご質問

Q1 うおぬまっちのデザインにセリフをつけることはできますか。

A1 一般的なことや魚沼市のPRになるセリフであれば可能ですが、特定の商品のPRに関するセリフやうおぬまっちのイメージにふさわしくないセリフは不可とします。

なお、セリフをつけてデザインを使用する場合は申請の段階でわかるようにしてください。市の審査において、最終的に判断させていただきます。



Q2 ひとつの媒体にうおぬまっちのデザインを複数使用する場合、すべてのデザインに表記をつけなければなりませんか。

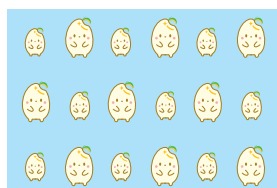
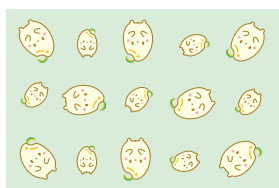
A2 ひとつの媒体に複数のデザインを使用する場合は、表記は代表的なデザインひとつに付けてください。

Q3 うおぬまっちのマンガ、アニメーションを作成することはできますか。

A3 さまざまな設定やイメージ付けが生じる可能性があるため、原則、市の施策に活用する以外は認めていません。

Q4 うおぬまっちをパターン柄や総柄にして使用することはできますか。

A4 デザインを連続して使用することで、親子や友だちのようにうおぬまっちが複数いるような印象を与えるような使用はできませんが、パターン柄や総柄としての使用の場合は可能です。



Q5 立体物（ぬいぐるみなど）の作成はできますか。

A5 うおぬまっちのイメージを損なわない限りで作成することはできます。
作成にあたっては、市に事前に相談し、図案の段階等で市の監修を受けてください。

Q6 デジタルコンテンツにうおぬまっちのイラストは使用できますか。

A6 ホームページやバナー、SNS には、市の承認を受けた場合、使用できます。スタンプ、壁紙やゲームなど、その他のコンテンツには市の施策以外の使用は認めていません。



ルールを守って
使ってね

6 デザイン集

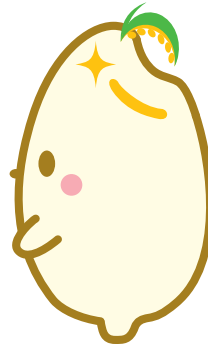
魚沼市公式キャラクター
うおぬまっち

うおぬまっち

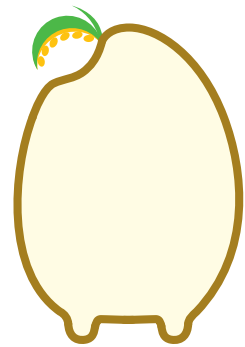
うおぬまっちロゴ



原画 001



原画 002



原画 003



P-001



P-002



P-003



P-004



P-005



P-006



P-007



P-008



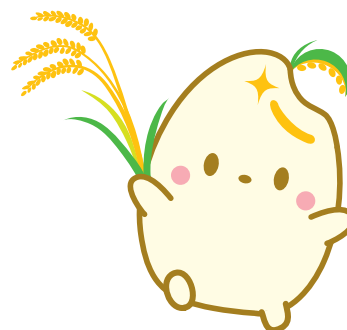
P-009



P-010



P-011



P-012



P-013



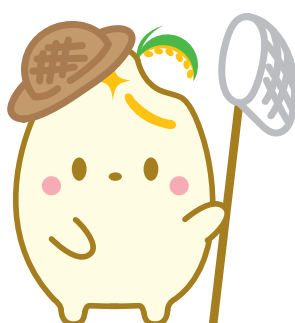
P-014



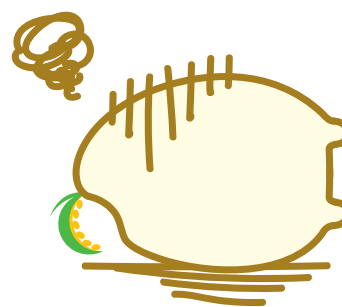
P-015



P-016



P-017

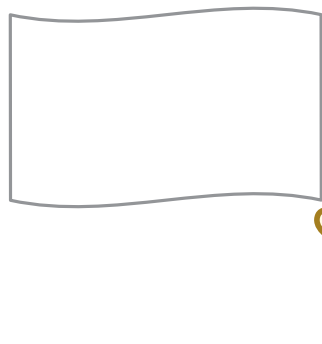


P-018

※P019/P020 は旗内に文字入れ可能です。



P-019



P-020



魚沼市公式キャラクターうおぬまっち
デザイン使用マニュアル

令和7年1月31日 制定